

香川県報



第 42 号

平成 15 年

5月30日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告示	香川県暴走族等の追放に関する施策の実施方針	（交通政策課）	一
	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定（二件）	（健康福祉総務課）	三
	介護保険法の規定による事業者の指定	（長寿社会対策課）	
	道路の位置指定	（建築課）	四
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	（県民参画課）	
	平成十四年度における行政文書の公開の実施状況	（ ）	五
	平成十四年度における香川県個人情報保護条例の施行状況	（ ）	七
	大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	（経営支援課）	
	土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	
	土地改良区の定款の変更の認可	（ ）	八
	土地改良区の役員の就任の届出（二件）	（ ）	九
	土地改良区の役員の退任の届出	（ ）	
	県営土地改良事業の工事完了	（ ）	
	基本測量の実施の通知	（土木監理課）	
議会公告	平成十四年度における公文書の公開の実施状況		一〇
	公安委員会規則		
	香川県暴走族等の追放に関する条例施行規則		
	香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する		

する規則の一部を改正する規則

警察本部告示

●香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

選挙管理委員会告示

○政治資金規正法の規定による政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となった旨の告示

告示

●香川県告示第三百十六号

香川県暴走族等の追放に関する条例（平成十五年香川県条例第三号）第十一条第一項の規定により、香川県暴走族等の追放に関する施策の実施方針を次のとおり定め、平成十五年六月一日から施行する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

香川県暴走族等の追放に関する施策の実施方針

本県の暴走族は、暴走行為はもとより、警察官に対する公務執行妨害事件、警察施設に対する襲撃事件、暴走族同士の対立抗争事件、暴走族内のリンチ等による傷害事件、金庫破り、ひったくり等窃盗事件その他一般人を巻き込んだ集団による不法事案を敢行する等交通秩序を破壊するのみならず粗暴かつ凶悪な犯罪を行う集団へと変貌（ぼうぼう）してきており、大きな社会問題となっている。

暴走族の実態については、その構成員のほとんどが少年であり、警察による継続的な指導及び取締り、街頭補導、交通安全教室の開催等にもかかわらず、新たな構成員を勧誘する等して世代交代を繰り返し、依然存続し続けている。

また、暴走族は、暴走族に加入している少年が暴走族から離脱しようと試みても、その少年、保護者等に対し、暴行、脅迫等の手段を用いて、暴走族から離脱させないようにする等少年の健全な育成を阻害していることから、官民が一体となり当該少年、保護者等に対し、援助を行うことが必要となっている。

このような現状にかんがみ、香川県暴走族等の追放に関する条例の目的である県民生活

の安全と平穩の確保及び少年の健全な育成を図るため、ここに、香川県暴走族等の追放に
関する施策の実施方針を定める。

一 暴走族等の追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する事項

県は、事業者、市町、国その他関係する団体と密接に連携しながら交通キャンペーン、
交通安全教室の開催その他の交通安全活動を実施し、少年の健全な育成に資する会議を
開催し、及び暴走族等の追放の促進に関するポスター、ステッカー等を配布することに
より暴走族等の実態等について、広く県民に周知し、暴走族等の追放の促進に関する意
識の高揚を図るものとする。

また、県は、報道機関に対し暴走族等の実態等に関する資料提供を積極的に行い、粗
暴かつ凶悪な暴走族等の正確な実態等が報道されるよう努めることにより、「暴走をし
ない、させない、許さない」という世論を形成し、その定着化を図り、もって暴走族等
のいないまちづくりを推進するものとする。

二 暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進に関する事項

1 暴走族への加入の防止に関する事項

少年が暴走族に加入した原因については、学校の同級生若しくは先輩、職場の同僚
等による強制若しくは勧誘又は暴走族への憧れ、自動車等に対する興味等の短絡的な
発想により暴走族に加入することが多いことから、県は、暴走族等の追放の促進に関
するチラシ、リーフレット等の配布、暴走族加入阻止教室の開催その他の活動を通じ
て、少年、保護者、学校又は職場の関係者等に対し、暴走族の実態等に係る情報を提
供し、これらの者から少年の暴走族への加入の防止について理解及び協力が得られる
よう努めるものとする。

2 暴走族からの離脱の促進に関する事項

暴走族は、暴走族に加入している少年が暴走族から離脱しようとして試みても、その少
年、保護者等に対し、暴行、脅迫等の手段を用いて、暴走族から離脱させないよう
する傾向が強く、そのため暴走族から離脱することが極めて難しい状況にあることか
ら、県は、暴走族から離脱の意思を有する少年及び離脱した少年並びにこれらの保護
者等に対し、暴走族からの離脱に係る相談活動及び援助活動を推進するものとする。

また、県は、県民、事業者、市町、国その他関係する団体と密接に連携し、暴走族
に加入している少年がボランティア活動、文化活動、スポーツ活動その他の社会活動

に参加しやすい環境づくりを推進し、暴走族から離脱させるよう努めるものとする。
三 暴走族等の追放に関する施策を実施することが特に必要であると認められる地域に関
する事項

1 暴走族等追放重点地区の指定

県は、暴走族等の実態等を考慮し、暴走族等の追放に関する施策を実施することが
特に必要であると認められる地域を暴走族等追放重点地区(以下「重点地区」という。
として、原則三年間の期間を定めて指定するものとする。

2 暴走族等追放重点地区協議会の設置

重点地区に、暴走族等追放重点地区協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

3 協議会の活動計画等の策定

協議会は、重点地区における暴走族等の追放に関する活動計画等を策定し、及びこ
れを実施するものとする。

4 暴走族追放推進委員の設置

重点地区に、暴走族等の追放に関する活動を行わせるため、警察署長が委嘱する暴
走族追放推進委員を置く。

四 その他暴走族等の追放に関する必要な事項

1 事業者への要請

県は、自動車等若しくはその部品の販売又は自動車等の修理を業とする者、自動車
等の燃料の販売を業とする者及び衣服等に刺しゅう等をすることを業とする者に対し、
暴走族等の実態等に係る情報を提供するとともに、暴走族等の追放に関する施策に協
力するよう要請するものとする。

2 公共の場所の管理者等への要請

県は、公共の場所の管理者及び道路の管理者と密接に連携を図り、これらの管理者
に対し、暴走族等の実態等に係る情報を提供するとともに、暴走族等の追放の促進に
関する必要な措置を構ずるよう要請し、及び助言するものとする。

3 関係機関等への要請

県は、市町、国その他関係する団体(以下「関係機関等」という。)と密接に連携
を図り、これらの関係機関等に対し、暴走族等の実態等に係る情報を提供するととも
に、関係機関等が主体となり、暴走族等の追放の促進に関する施策の策定及びその実

施に努めるよう要請するものとする。

4 暴走族追放アドバイザーの積極的な活用

県は、少年、保護者、学校又は職場の関係者等に対し、暴走族等の実態等に係る情報を提供するとともに、香川県警察本部に置く暴走族追放アドバイザーを積極的に活用するよう広報し、暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進のための施策の効果的な展開を図るものとする。

5 自動車等の盗難予防の施策の推進

県は、暴走行為等に使用される自動車等に盗難車両が多いことから、県民一人ひとりが自己の所有する自動車等及びそのエンジンキーの適切な管理その他の自動車等の盗難予防のための措置を講ずるよう防犯指導及び広報啓発活動を行うものとする。

●香川県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、二、一九	有限会社介護支援サークルアニメイト 丸亀市天満町一丁目六―三九	有限会社介護支援サークルアニメイト 丸亀市天満町一丁目六―三九	訪問介護
平成一五、三、一	川重坂出サービス株式会社 坂出市川崎町一	川重坂出サービス株式会社 坂出市川崎町一	福祉用具貸与
平成一五、一、一〇	有限会社コダマ 小豆郡土庄町甲八	有限会社コダマ 小豆郡土庄町甲八	福祉用具貸与

平成一五、三、一五

二五―五

二五―五

介護支援サービスセンター大川荘 さぬき市大川町富田西一二七―二四	有限会社介護支援サービスセンター さぬき市大川町富田西一三五―一	訪問介護及び通所介護
-------------------------------------	-------------------------------------	------------

●香川県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、二、一	医療法人社団寿愛会羽崎病院 観音寺市観音寺町甲一五三八―一	医療法人社団寿愛会羽崎病院 観音寺市観音寺町甲一五三八―一	介護療養型医療施設

●香川県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇―一 〇二二九五	グループホームやすらぎ	有限会社山本アソシエイツ	平成十五年五月二十一	痴呆対応型共同生

高松市天神前五番二二 号	代表取締役 山本かおり 高松市屋島西町二二七 四番地一九	日	活介護
三七七〇一 〇二三〇三 高松市多賀町二丁目一 七番一号	有限会社パンドラ 有限会社パンドラ 取締役 藤田裕幸 高松市多賀町二丁目一 七番一号	〃	訪問介護

●香川県告示第三百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

- 一 指 定 番 号 建築指道 第二号
- 二 指 定 年 月 日 平成十五年五月二十日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 香川郡香川町大字浅野字下浅野二四〇―一及び二四〇―六
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 五・〇〇メートル
延長 三〇・八〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第三百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年七月二十二日まで縦覧に供する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

- 一 申請のあった年月日
平成十五年五月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人弘生会
木村 弘
高松市屋島西町二二八一番地一七
- 三 定款に記載された目的
この法人は知的障害者並びにこれに準ずる者に対して、清掃の教育指導及び清掃の事業を行い、職場を提供をして、社会的地位と生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

●香川県公告第三百六十六号

香川県情報公開条例（平成十二年香川県条例第五十四号）第二十六条の規定に基づき、平成十四年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

1 行政文書の公開の状況

(単位:件)

実 施 機 関	公開請求 件数	A(B+C) 公開請求 処理件数	左 の 内			C その他	
			対 象 行 政 文 書 数 (決定内容別)	公 開	一 部 公 開		B 計
知事	528	16,598	3,185	12,564	826	16,575	23
教育委員会	30	1,122	41	1,026	43	1,110	12
選挙管理委員会	10	67	67	0	0	67	0
人事委員会	1	1	1	0	0	1	0
監査委員	10	436	29	337	70	436	0

地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	2	5	3	2	0	5	0
警察本部長	20	477	0	461	15	476	1
合 計	601	18,706	3,326	14,390	954	18,670	36

(注) 1 「公開請求処理件数」とは、実施機関が公開請求に係る文書を特定し、決定をした文書数をいう。

2 「非公開」には、不存在による却下処分も含む。

3 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立て件数 79件

(2) 不服申立ての処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		裁決、決定等の状況					
平成14年度	平成13年度以前	合 計	認 容	一部認容	棄 却	却 下	審理中
79	169	248	1	37	23	1	186

(注) 「平成13年度以前」の不服申立ての件数は、平成13年度までに提起された不服申立てのうち、平成14年度以降の審査に関するものの件数である。

●香川県公第百二十六号

香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第二号）第三十九条の規定に基づき、平成十四年度における同条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

1 個人情報取扱事務の登録の件数

実 施 機 関	登 録 事 務 数
知事	807
教育委員会	198
選挙管理委員会	12
人事委員会	11
監査委員	13
地方労働委員会	13
収用委員会	10
海区漁業調整委員会	10
内水面漁場管理委員会	10
計	1,084

2 開示請求の件数及びその処理状況

(単位 件)

実 施 機 関	請求件数	開 示	不 存 在	一 部 開 示	却 下	調 査 中
知事	57	43	2	9	2	1
教育委員会	1	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	5	5	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0

計	63	48	3	9	2	1
---	----	----	---	---	---	---

3 口頭による開示請求

(単位 件)

試 験 等 の 名 称	実 施 機 関	開 示 件 数
行政書士試験	知事	0
調理師試験	知事	23
介護支援専門員実務研修受講試験	知事	41
保育士試験	知事	35
保育専門学院入学試験	知事	76
准看護師試験	知事	18
歯科技工士試験	知事	3
医療短期大学一般入学試験	知事	16
毒物劇物取扱者試験	知事	7
薬種商認定試験及び承継試験	知事	5
砂利採取業務主任者試験	知事	1
職業訓練指導員試験	知事	1
技能検定試験	知事	0
改良普及員資格試験	知事	0
農業大学校一般入学試験	知事	0
採石業務管理者試験	知事	2
香川県公立高等学校入学者選抜	教育委員会	3,363
香川県立高等学校専攻科入学者選抜	教育委員会	13
香川県公立学校教員採用選考試験	教育委員会	0
香川県立高松北中学校入学者選抜	教育委員会	22

香川県立高松のぞみが丘中学校入学者選抜	教育委員会	7
職員等採用上級試験	人事委員会	13
職員等採用中級試験	人事委員会	2
職員等採用初級試験	人事委員会	3
警察官A採用試験	人事委員会	14
警察官B採用試験	人事委員会	10
職員採用選考試験	人事委員会	2
合 計		3,677

4 訂正請求の件数及び処理状況

(単位 件)

実 施 機 関	請求件数	訂 正	不訂正	却 下
知事	3	1	2	1

※ 平成13年度中の未処理案件の処理を含むため、件数と内訳は一致しない。

5 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数	答 申 の 内 容				取 下 げ
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
0	0	0	1	0	0

※ 平成13年度中の未処理案件について処理を行ったもの。

6 是正の申出の件数及び処理状況

(単位 件)

是正の申出の件数	処 理 状 況	
	処 理 済	処 理 中
0	0	0

●香川県公告第三百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第十九号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松

高松市上天神町高田三一四番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 新たに駐車場が設置される店舗の北側に住居が隣接するため、駐車場内の自動車等からの騒音、荷さばき作業等に伴う騒音等により、周辺的生活環境がそこなわれることがないよう十分な配慮をすること。

2 店舗周辺交通の安全と円滑の確保を図るための対策を講じること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年五月三十日（金曜日）から同年六月三十日（月曜日）まで

●香川県公告第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市川島土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業峰友南地区）を行うことについて平成十五年五月十六日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年六月十三日から同年七月三日まで縦覧に供する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

●香川県公告第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業（区画整理事業（基盤整備促進事業）光元地区）計画を変更することについて平成十五年五月十五日適当と決定した。

その関係書類を満濃町建設課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

●香川県公告第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業（かんがい排水事業・農道整備事業（基盤整備促進事業）光元地区）計画を変更することについて平成十五年五月十五日適当と決定した。

その関係書類を満濃町建設課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

●香川県公告第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、木田郡三木町土地改良区の定款の変更を平成十五年五月十九日認可した。

平成十五年五月三十日

●香川県公告第三百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、丸亀市郡家町大池宮池土地改良区から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 退任した役員

種 類	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	草薙 賢一	丸亀市郡家町三〇六六番地	平成一四、一〇、二七
〃	湯浅 博	〃 〃 〃 二二三三〇番地	平成一五、三、三一
〃	行成 介志	〃 〃 〃 二三八六番地の第一	〃
〃	岡原 又平	〃 〃 〃 三〇九七番地の第一	〃
〃	壺俵 琴市	〃 〃 〃 二〇四三番地二	〃
〃	壺俵 俊治	〃 〃 〃 二六四九番地の第一	〃
〃	井澤 信也	〃 〃 〃 二八三三番地一	〃
〃	佐古 英雄	〃 〃 〃 二六五七番地の第一	〃
監事	岩倉 闔正	〃 〃 〃 二七九〇番地一	〃
〃	弥上 滋	〃 〃 〃 二三九七番地	平成一四、一一、二九
二 就任した役員			
役員の種類	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	湯浅 博	丸亀市郡家町三三三〇番地	平成一五、四、一
〃	行成 介志	〃 〃 〃 二三八六番地の第一	〃
〃	岡原 又平	〃 〃 〃 三〇九七番地の第一	〃
〃	草薙 政輝	〃 〃 〃 二五九〇番地	〃
〃	佐古 英雄	〃 〃 〃 二六五七番地の第一	〃

●香川県公告第三百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、丸亀市川西土地改良区から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 退任した役員

種 類	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	富田 重義	丸亀市川西町南三四五番地の二	平成一五、三、三一
〃	田村 武	〃 〃 〃 甲四六九番地	〃
〃	山地 敏照	〃 〃 〃 四二七番地	〃
〃	田中 弘志	〃 〃 〃 甲九五六番地	〃
〃	新名 敏	〃 〃 〃 五三番地	〃
〃	寒川 健治	〃 〃 〃 甲五六番地	〃
〃	矢野 茂喜	〃 〃 〃 川西町北三七番地	〃
〃	松永 輝美	〃 〃 〃 一一八番地	〃
〃	村井 吉弘	〃 〃 〃 二三四番地	〃
〃	矢野 豊	〃 〃 〃 二八八番地	〃
〃	山田 安行	〃 〃 〃 六八二番地	〃
〃	松永 時和	〃 〃 〃 六七〇番地一	〃
監事	草薙 良一	〃 〃 〃 甲四七番地	〃
〃	近藤 忠顯	〃 〃 〃 六六七番地二	〃
二 就任した役員			

役員の種類 氏名 住所 就任年月日

理事 富田 重義 丸亀市川西町南三四五番地の二 平成一五、四、一
 田村 武 " " 甲四六九番地
 山地 敏照 " " 四二七番地
 田中 弘志 " " 甲九五六番地
 新名 敏 " " 五三番地
 寒川 健治 " " 甲五六番地
 矢野 茂喜 " " 川西町北三七番地
 松永 輝美 " " 一一八番地
 村井 吉弘 " " 二三四番地
 矢野 豊 " " 二八八番地
 山田 安行 " " 六八二番地
 松永 時和 " " 六七〇番地一
 監事 草薙 良一 " " 甲四七番地
 近藤 忠顯 " " 六六七番地二

●香川県公告第三百七十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市
 坂出土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。
 平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
 香川県副知事 川 北 文 雄

役員の種類 氏名 住所 退任年月日
 理事 吉田 秀信 坂出市旭町三丁目一番二五号 平成一五、三、二九
 ●香川県公告第三百七十六号
 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。
 平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
 香川県副知事 川 北 文 雄

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）	野上池地区	平成一五、三、一五
県営ため池等整備事業（小規模）	東原池地区	平成一五、三、四
県営ため池等整備事業（小規模）	菅池地区	平成一五、三、二〇
県営ため池等整備事業（小規模）	上所池地区	平成一五、四、四

●香川県公告第三百七十七号
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。
 平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者
 香川県副知事 川 北 文 雄

- 一 作業種類
 基本測量（精密測地網高度基準点測量）
- 二 作業期間
 平成十五年七月一日から同年十月十日まで
- 三 作業地域
 高松市、坂出市及びさぬき市

議 会 公 告

●香川県議会公告第一号
 香川県議会情報公開条例（平成十二年香川県条例第七十九号）第二十六条の規定に基づき、平成十四年度における公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。
 平成十五年五月三十日
 香川県議会議長 白 井 昌 幸

1 公文書の公開の状況

A (B+C) 公開請求処理件数	左 の 内 訳			B 計	C その他
	公 開	一部公開	非 公 開		
32	14	16	2	32	0

2 不服申立ての状況
不服申立て件数 0件

公安委員会規則

香川県暴走族等の追放に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

香川県公安委員会規則第十三号

香川県暴走族等の追放に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県暴走族等の追放に関する条例(平成十五年香川県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長等の責務)

第二条 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)及び警察署長は、暴走族等に関する捜査及び取締りはもとより、警察職員による交通安全教育活動、街頭補導その他の諸活動を通じ、県民、事業者、市町、国その他関係する団体に対し暴走族等に関する情報を提供するとともに、これらの者の協力を得て、暴走族等のいないまちづくりの推進に努めなければならない。

(環境調査)

第三条 警察本部長及び警察署長は、暴走行為又は条例の規定に違反する行為が行われた場合において、必要があると認めるときは、当該行為が行われた場所及びその周辺の環境を調査し、当該行為が将来再発しないように必要な措置を講じなければならない。

(暴走行為等に関する相談への対応)

第四条 警察本部長又は警察署長は、暴走族等に関する相談を受けたときは、必要な捜査を行うほか、事情を調査し、当該相談の申出人に対し、暴走族の構成員、暴走族の構成員であった者等への対応方法に関する指導、適切な援助機関の教示その他相談の内容に応じて相当と認める支援を行うものとする。

(少年等への援助の措置)

第五条 香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、暴走族へ加入しよう強制又は勧誘を受けた少年、暴走族から離脱した少年、暴走族からの離脱の意思を有する少年その他これらの保護者又は学校若しくは職場の関係者等から条例第十二条の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助を行うものとする。

- 一 暴走族の構成員、暴走族の構成員であった者等からの不当な行為を防止するため、これらの者に対し、警告等を行うこと。
- 二 暴走族への加入の防止又は暴走族からの離脱のための交渉を仲介すること。
- 三 暴走族への加入の防止又は暴走族からの離脱のための交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- 四 暴走族への加入の防止又は暴走族からの離脱のための交渉の方法等を指導すること。
- 五 暴走族の構成員との交際をやめ、及び生活環境を改善するための必要な助言を行うこと。

2 前項の申出は、別記様式第一号の援助申出書を、警察本部長又は警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

(保護者への要請)

第六条 条例第十三条の規定による要請は、別記様式第二号の指導要請書を暴走族に加入している少年の保護者に交付して行うものとする。

(事業者等への協力依頼)

第七条 公安委員会は、暴走族等の追放を促進するため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- 一 自動車等若しくはその部品の販売又は自動車等の修理を業とする者 自動車等を不正に改造し、及び自動車等を不正に改造するための場所を提供しないこと並びにその

旨の標示、改造車を修理し、及び改造車を修理するための場所を提供しないこと並びにその旨の標示並びに暴走族等の追放の促進に関するポスター、ステッカー等の掲示

二 自動車等の燃料の販売を業とする者 改造車を運転している者に対し燃料を販売しないこと及びその旨の標示並びに暴走族等の追放の促進に関するポスター、ステッカー等の掲示

三 衣服等に刺しゅう等を行うことを業とする者 衣服等に暴走族の名称その他暴走族であることを誘示する文字、図形又は模様を刺しゅう等を行わないこと及びその旨の標示並びに暴走族等の追放の促進に関するポスター、ステッカー等の掲示

四 学校又は職場の関係者その他少年の育成に携わるもの 少年の健全な育成を図るための活動を通じた暴走族等の追放の促進に関する指導及び暴走族等の追放の促進に関するポスター、ステッカー等の掲示

五 公共の場所の管理者 迷惑走行を禁止する旨の標示及びこれを遵守させるための柵その他設備の整備

六 道路の管理者 暴走行為を防止するための道路の附属物等の整備又は改善

七 前各号に掲げる者以外の関係者 暴走族等の追放の促進に関し必要と認める事項（暴走族追放アドバイザー）

第八条 香川県警察本部に、第三条、第四条、第五条第一項及び前条に規定する事務その他暴走族等の追放に関する活動に係る事務を行わせるため、暴走族追放アドバイザーを置く。

2 暴走族追放アドバイザーは、少年の特性及び少年への適切な対応の方法に関する知識並びに暴走族等に関する知識を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者のうちから、警察本部長が非常勤の職員として任命する。

一 人格及び行動について、社会的信頼を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 健康で活動力を有すること。

（警察本部長への委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の実施のため必要な事項は、警察本部長が定める。

附則

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

(表)

援 助 申 出 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申出人氏名

㊞

香川県暴走族等の追放に関する条例第12条の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

申 出 人	住 所		
	(ふ り が な)		
	氏 名	(歳)	
	連 絡 先		
	少 年 と の 関 係		
少 年 関 係	保護者	住 所	
		氏 名	
	少年	住 所	
		氏 名	(歳)
		職 業 (学 校 名)	
関係する暴走族の名称			
加入強制行為又は 離脱妨害行為の内容			

(裏)

受 け たい 援 助 の 内 容	
※ 措 置	

備考

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 申出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

指 導 要 請 書

第 年 月 日 号

殿

警察署長 印

香川県暴走族等の追放に関する条例第13条の規定により、あなたの監護に係る少年について、下記の暴走族から離脱するよう指導することを要請します。

少年の氏名等	氏 名	
	生年月日	
暴走族の名称		
要 請 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

香川県公安委員会規則第十四号

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

(香川県警察組織規則の一部改正)

第一条 香川県警察組織規則(平成十二年香川県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 香川県暴走族等の追放に関する条例(平成十五年香川県条例第三号)の施行に関すること。

第二十五条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第二条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表八十一の二の項の次に次のように加える。

八十一の三 香川県暴走族等の追放に関する条例(平成十五年香川県条例第三号)	第十二条	少年等からの援助の申出の受理及び援助	○
	第十四条	事業者等に対する協力の要求	○
	第十八条第一項	重点禁止区域の指定	○
	第十八条第二項	指定の告示	○

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

第十八条第三項	重点禁止区域の指定の変更又は解除(第十八条第二項の準用)	○
第十八条第三十八条第二項の準用)	指定の変更又は解除の告示(第十八条第二項の準用)	○

警察本部告示

香川県警察本部告示第八号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十五年五月三十日

香川県警察本部長 植 松 信 一

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程(平成十二年香川県警察本部告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二 香川県暴走族等の追放に関する条例(平成十五年香川県条例第三号)	第十三条	暴走族からの離脱の指導の要請	指導要請書(香川県暴走族等の追放に関する条例施行規則(平成十五年香川県公安委員会規則第十三号)別記様式第二号)
---------------------------------------	------	----------------	---

附則

この規程は、平成十五年六月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第三十二号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の

規定により平成十五年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県連美容支部	箭木 敬子	大石 泰子	高松市藤塚町三―一三―五

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大高久夫後援会	大熊 良則	大高 鶴市	綾歌郡綾歌町栗熊東八七九―五
大谷隆生後援会	三木 桂吾	武内 宗	小豆郡池田町大字二面六五八―二
香川中小企業家育成会	香川 信久	森中 恒夫	高松市中央町一四―一〇―二一
川上光俊後援会	今川 勝	織田 信之	丸亀市本島町泊四九四―六
木村ゆみを励ます会	川野 達男	川上 俊美	三豊郡豊中町大字上高野三七六九
黒川恵後援会	黒川 恵	太田 文子	大川郡白鳥町与田山二六七
佐伯敬三後援会	藤本 博文	松本 義彦	香川郡塩江町大字上西甲二二二五
坂下一朗後援会	坂下 一朗	城 晃	小豆郡土庄町渕崎甲七三三―四
中村順一後援会	鎌田 実	坂下 正憲	小豆郡内海町苗羽甲二九一―二
西岡あきお後援会	宮本 重吉	横山 政治	高松市多賀町一―四―一四
21世紀を創る会	河田 潔	福田 光男	綾歌郡国分寺町国分二八三―一一
藤田昌大と共に誇れる町をつくる会	藤田 昌大	藤川 咲子	香川郡香南町大字吉光一〇四三―四
			仲多度郡満濃町大字岸ノ上一九―二

昌大会	安藤 要	仲多度郡満濃町大字岸ノ上一九―二
三木ゆうじろう後援会	森 昌一	小豆郡土庄町上庄一九五三―一五
	井口 哲彦	
	浜田コスミ	

平成十五年五月三十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

